

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が玄海町に設置する玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について、次のとおり協定を締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

- 第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全のために万全を期するものとする。
- 2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定等）

- 第2条 甲及び乙は、発電所周辺の環境放射能及び温排水に関する測定を実施する。
- 2 前項の測定については、あらかじめ甲、乙協議して定めるものとする。
- 3 甲は、乙の行う第1項の測定に立ち会うことができるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定に基づき実施した甲及び乙の測定結果について公表するものとする。

（佐賀県原子力環境安全連絡協議会）

- 第3条 甲は、発電所の周辺地域における環境の保全と原子力に関する知識の普及を図ることを目的として佐賀県原子力環境安全連絡協議会を設置するものとする。
- 2 乙は、前項の協議会の運営については積極的に協力するものとする。

（事前了解等）

- 第4条 乙は、次に規定する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。
- (1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。
- (2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。
- (3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。
- (4) 廃止措置を講じようとするとき。
- 2 乙は、発電所の運転状態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲に対し、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第5条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に又は甲の求めに応じ、連絡するものとする。

- (1) 環境放射能の測定結果
- (2) 溫排水の測定結果
- (3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
- (4) 廃止措置の実施状況
- (5) その他発電所の保守運営状況

(異常時における連絡)

第6条 乙は、甲及び唐津市に対し、次に掲げる場合は、発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量当量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

(立入調査)

第7条 甲は、前条に規定する場合及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、発電所施設内その他必要な場所に立入調査することができるものとする。

2 前項の立入調査を行う場合は、甲は乙に対し、立入者の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(措置の要請)

第8条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、乙に対し、国を通じ又は直接、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

(連絡の方法)

- 第9条 乙は、甲に対し、次に掲げるところにより連絡するものとする。
- (1) 第4条第1項の事前了解を得ようとするとき並びに同条第2項及び第5条の連絡については、文書をもって行う。
 - (2) 第6条の連絡は、直ちに電話で行った後、文書をもって行う。
- 2 乙が、唐津市に連絡する場合は、前項第2号の規定を準用するものとする。

(損害の補償)

- 第10条 乙は、発電所の保守運営に起因して周辺地域住民に損害を与えた場合は、すみやかに補償するものとする。

(協定の改定)

- 第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(覚書)

- 第12条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

- 第13条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

昭和47年11月 6日	
昭和62年12月28日	一部変更
平成元年 7月24日	一部変更
平成10年 6月 1日	一部変更
平成17年 1月 1日	一部変更
平成27年11月18日	一部変更

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県知事

甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 3 4 8 番地
玄海町長

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
九州電力株式会社
代表取締役社長

※ 上記は最終変更時点の締結当事者

原子力発電所の安全確保に関する 協定書に基づく覚書

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 乙は、周辺環境の保全のため、公害関係法規のみならず、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

補助ボイラーに使用する重油の含有いおう分は、0.5%以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策

- イ 冷却水の取水口と放水口における温度差は、おおむね7°C以内とする。
- ロ 冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないこととする。
- ハ 排水については、排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するよう処理する。

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8～8.6
化学的酸素要求量	20mg/l以下
浮遊物質量	30mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)	日間平均 1mg/l以下 (最大 2mg/l以下)
処理施設排水量	5,700m ³ /日以下

(3) 騒音防止対策

騒音を発生するおそれのある機器については、高性能の消音装置の設置等により、騒音の低減に努め、周辺の生活環境を損なわないように措置する。

2 乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。

(1) 大気関係

補助ボイラーに使用する重油中の含有いおう分を毎月測定する。

(2) 水質関係

- イ 取水口及び放水口において水温を連続測定する。
- ロ 冷却水の放水口において残留塩素を毎日測定する。
- ハ 排水処理施設出口において水素イオン濃度、化学的酸素要求量については、毎週1回以上、浮遊物質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)については、毎月1回以上測定する。

(3) 前記各号の測定は、日本産業規格に定める方法による。

3 甲及び乙は、協定書第2条第4項の測定結果についてクロスチェック等技術的事項の検討を行うものとする。

- 4 協定書第4条第1項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。
- (1) 協定書第4条第1項第1号に規定する発電用原子炉施設を変更しようとするときとは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合をいう。
 - (2) 協定書第4条第1項第4号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、炉規法第43条の3の34第2項の規定による認可（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第3項において準用する炉規法第12条の6第3項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。
- 5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。
- (1) 協定書第5条第1号の環境放射能の測定結果については、次により行う

イ モニタリングポイント	毎四半期
ロ サーベイルート	毎半期
ハ モニタリングポスト	毎月
ニ 環境試料	毎四半期
 - (2) 協定書第5条第2号の温排水の測定結果については、年1回文書により行う。
 - (3) 協定書第5条第3号の発電所職員等に対する教育訓練については、次により行う。

イ 実施計画	毎年度
ロ 実施状況	毎四半期
 - (4) 協定書第5条第4号の廃止措置の実施状況については、次により行う。

イ 廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況	毎月
ロ 炉規法第43条の3の34第3項において準用する炉規法第12条の6第3項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更	変更の都度
 - (5) 協定書第5条第5号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。

イ 発電実績	毎月
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量	毎四半期
ハ 核燃料物質の状況	
受入・払出状況	その都度
消費状況	毎月
管理状況	毎半期（7月及び1月）

ニ	放射線管理の状況	毎四半期、毎半期(5月及び11月)
ホ	放射性廃棄物の管理状況	毎月
ヘ	定期検査の実施計画及びその結果	定期検査の都度
ト	原子炉施設保安規定	変更の都度
チ	炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第4項に規定する変更	変更の都度

6 協定書第6条の異常時における連絡は、同条に規定するもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 協定書第6条第1号の廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第116条第2項第6号の規定により添付する書類に掲げる施設・設備及び機器をいう。
- (2) 協定書第6条第1号の原子炉が運転中又は停止中(定期検査等の計画停止を含む。)の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったときには、次に掲げる場合が該当するものとする。
 - イ 原子炉施設保安規定で定める放射性物質の放出管理目標値に照らして、異常な量の放射性物質を放出した場合又はそのおそれがある場合
 - ロ 燃料、原子炉冷却材圧力バウンダリの放射性物質障壁機能が喪失した場合
 - ハ 前記ロ以外の放射性物質を内包する系統、機器の放射性物質保持機能が喪失した場合
- ニ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系が作動した場合
- ホ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系の機能が喪失した場合
- ヘ その他安全上必要な構築物、系統及び機器等の機能喪失により、安全確保のための特別な措置を行う必要がある場合
- (3) 協定書第6条第4号の特別の措置とは、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第44条に規定する医師の診察又は処置を行ったときとする。ただし、同条第2号は除く。
- (4) その他緊急事態として国へ報告する事項については、その都度速やかに報告するものとする。

7 協定書第9条第1項第2号に規定する文書による連絡は、1週間以内に行うものとする。

8 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

昭和49年12月23日

昭和52年	9月 2日	一部変更
昭和55年	2月 4日	一部変更
昭和55年	3月14日	一部変更
昭和57年	3月30日	一部変更
昭和62年	12月28日	一部変更
平成元年	7月24日	一部変更
平成4年	12月25日	一部変更
平成10年	6月 1日	一部変更
平成14年	4月 1日	一部変更
平成17年	1月 1日	一部変更
平成25年	7月 8日	一部変更
平成27年	11月18日	一部変更
令和元年	10月25日	一部変更

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県知事

甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町長

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員

※ 上記は最終変更時点の締結当事者

佐賀県（以下「県」という。）と唐津市（以下「市」という。）は、市が九州電力株式会社玄海原子力発電所の所在する玄海町の隣接地域であることに鑑み、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 協定書の運用に当たっては、今後とも、県は、市の意向に十分配慮することとし、市は、本確認書に基づいて得た情報については、市民に対する説明責任を果たすものとする。
- 2 協定書第5条（平常時における連絡）に関し、県は、必要に応じ、連絡内容を市に通知するものとする。
- 3 協定書第7条（立入調査）に関し、市が玄海原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に立入調査を要請することができる。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は同行するものとする。

平成18年 3月26日

佐 賀 県
佐賀県知事

唐 津 市
唐津市長

佐賀県（以下「県」という。）と伊万里市（以下「市」という。）は、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に關し、下記のとおり確認する。

記

- 1 協定書の運用に当たっては、今後とも、県は、市の意向に十分配慮することとし、市は、本覚書に基づいて得た情報については、市民に対する説明責任を果たすものとする。
- 2 協定書第7条（立入調査）に関し、市が玄海原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に立入調査を要請することができる。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は同行するものとする。

平成28年2月2日

佐賀県

佐賀県知事 山口 祥義

伊万里市

伊万里市長 塚部 芳和

唐津市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲が玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の所在する玄海町の隣接市であり、かつ、発電所から半径5キロメートル内の緊急時に予防的防護措置を準備する区域(PAZ)になることを鑑み、住民の安全及び安心の確保を目的として、乙が佐賀県及び玄海町との間に締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を尊重のうえ、次のとおり協定を締結する。

（安全の確保）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、原子力安全の確保に深層防護の追求が不可欠との原点に立ち、絶えず安全性向上の姿勢を保ち安全文化の徹底に取り組むものとする。

（県との確認書）

第2条 乙は、甲が佐賀県と取り交わしている「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」の趣意を尊重するものとする。

（重要事象の説明）

第3条 乙は、原子炉施設の変更等発電所の保守運営上重要な事象について佐賀県及び玄海町に説明を行うときは、遅滞なく、当該事象について甲に説明するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとする。

（報道情報の事前連絡）

第4条 乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

（情報の発受信）

第5条 甲及び乙は、相互の情報連絡を円滑に処理するため、あらかじめ発受信責任者及びその代行者を定めるものとする。

(損害の補償)

第6条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるものほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年10月23日

甲 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市
唐津市長 坂井俊之

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生道明

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、伊万里市民（以下「市民」という。）の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立つて、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、伊万里市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書（昭和47年11月6日）」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、市民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（事前説明等）

第2条 乙は、次に規定する場合は、甲に対し、事前説明を行うものとする。

- (1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。
- (2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。
- (3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。
- (4) 廃止措置を講じようとするとき。

2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。

（報道情報の事前連絡）

第3条 乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

(非常時の連絡)

第4条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合

(異常時の連絡)

第5条 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

(平常時の情報提供)

第6条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる佐賀県に行う定期的な連絡について、その写しを提出するものとする。

- (1) 環境放射能の測定結果
- (2) 温排水の測定結果
- (3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
- (4) 廃止措置の実施状況
- (5) その他発電所の保守運営状況

(連絡の方法)

第7条 第2条の事前説明及び第6条の平常時の情報提供は、文書をもって行う。

- 2 第3条、第4条及び第5条の乙の連絡は、電話及びファックス等をもって行う。
- 3 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(立入調査への同行)

第8条 乙は、甲が佐賀県の立入調査に同行する場合、これを受け入れるものとする。

(防災対策の充実)

第9条 乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

(損害の補償)

第10条 乙は、市民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき、速やかに補償するものとする。

なお「発電所の運転等により原子力損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとし、公正な第三者機関において、相当因果関係が認められたものとする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年2月2日

甲 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

伊万里市

伊万里市長

塚 部 芳 和

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役社長

瓜 生 道 明

佐賀県内住民の安全及び安心に係る 原子力防災高度化に関する協定書

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、佐賀県内住民の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立って、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書（昭和47年11月6日）」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮とともに、関係法令及びこの協定を遵守し、甲の地域の住民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（連絡会の開催）

第2条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、発電所に係る連絡会を開催するものとする。

2 前項の連絡会は、甲及び乙が協議のうえ、年1回以上開催するものとする。

（非常時の連絡）

第3条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

（異常時の連絡）

第4条 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。

- (1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

(平常時の情報提供)

第5条 乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の変更や発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第6条 第3条、第4条及び第5条に定める乙の連絡については、電話及びFAX等をもって行う。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(防災対策の充実)

第7条 乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

(損害の補償)

第8条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 佐賀市栄町1番1号
佐賀市
佐賀市長 秀島敏行

鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市
鳥栖市長 橋本康志

多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市
多久市長 横尾俊彦

武雄市武雄町大字昭和1番地1
武雄市
武雄市長 桶渡啓祐

鹿島市大字納富分2643番地1
鹿島市
鹿島市長 桶口久俊

小城市三日月町長神田2312番地2
小城市
小城市長 江里口秀次

嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
嬉野市
嬉野市長 谷口太一郎

神埼市神埼町神埼410番地
神埼市
神埼市長 松本茂幸

神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2
吉野ヶ里町
吉野ヶ里町長 江頭正則

三養基郡基山町大字宮浦 6 6 6 番地
基山町
基山町長 小 森 純 一

三養基郡上峰町大字坊所 3 8 3 番地 1
上峰町
上峰町長 武 廣 勇 平

三養基郡みやき町大字東尾 7 3 7 番地 5
みやき町
みやき町長 末 安 伸 之

西松浦郡有田町立部乙 2 2 0 2 番地
有田町
有田町長 田 代 正 昭

杵島郡大町町大字大町 5 0 1 7 番地
大町町
大町町長 武 村 弘 正

杵島郡江北町大字山口 1 6 5 1 番地 1
江北町
江北町長 田 中 源 一

杵島郡白石町大字福田 1 2 4 7 番地 1
白石町
白石町長 田 島 健 一

藤津郡太良町大字多良 1 番地 6
太良町
太良町長 岩 島 正 昭

乙 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜 生 道 明

立会人 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県
佐賀県防災監 (副知事) 牟 田 香

(会の名称)

第1条 本会は、佐賀県原子力環境安全連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、玄海原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の実態を把握するとともに、原子力に関する知識の普及を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 環境放射能及び温排水の測定結果
- (2) 原子力施設の運転・管理状況
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会の構成)

第4条 協議会は、委員27名以内で組織し、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、知事をもって充て、副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員は、会長が任命し、又は委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会については、会長が必要と認めたときに開催することができるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。幹事会は、会長が任命又は委嘱する幹事をもって組織する。

2 幹事会は、会長の命を受けて、佐賀県原子力環境安全連絡協議会に付議する議案の作成等を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、県民環境部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和50年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月22日から施行する。

(目的)

第1条 玄海原子力発電所周辺環境の保全及び周辺地域住民の安全に係る事項に関し、学識経験者の意見を聞くため、佐賀県環境放射能技術会議（以下「技術会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 技術会議は、佐賀県が要請する次の事項について意見を述べる。

- (1) 周辺環境放射能調査の実施及び評価に関すること。
- (2) 温排水調査の実施及び評価に関すること。
- (3) その他、第1条の目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 技術会議は、学識経験者で構成する。

- 2 委員は、十数名程度とする。
- 3 委員は、県民環境部長が任命する。

(会議)

第4条 技術会議の会議は、県民環境部長が招集する。

- 2 会議は、原則として年4回開催する。
- 3 会議には、必要に応じ技術会議委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会)

第5条 技術会議には、分科会を設けることができる。

- 2 分科会は、必要に応じ県民環境部長が招集する。

(事務局)

第6条 技術会議の事務局は、県民環境部原子力安全対策課とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に必要な事項は、技術会議の意見を聞き、県民環境部長が定める。

玄海原子力発電所の再稼働に関して 広く意見を聴く委員会設置要綱

(目的)

第1条 県は、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点からの意見や専門的なアドバイスをいただくため、玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、知事が委嘱又は任命する。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 会長は、委員から次の各号に掲げる事項について聴取し、又は報告を受ける。
 - (1) 玄海原子力発電所の再稼働に関する様々な観点からの意見
 - (2) 玄海原子力発電所の再稼働に関する専門的なアドバイス
 - (3) その他必要な事項

(専門部会)

第4条 専門的なアドバイスを受けるため、委員会に、原子力安全専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会の委員は、知事が委嘱する。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会における意見を会長に報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務の処理)

第7条 委員会の事務は、産業労働部において処理する。

- 2 専門部会の事務は、県民環境部において処理する。

(その他)

第8条 委員は、会議の開催にかかわらず、書面等により会長に意見等を述べることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が、また、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が、別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

この要綱は、令和7年9月9日から施行する。

